

再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会
(第5回)

日時 令和元年12月12日(木) 9:30~11:30

場所 経済産業省 本館17階 第1~3共用会議室

○清水新エネルギー課長

定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の第5回会合を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ委員の皆様方ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日もオブザーバーといたしまして関係業界団体、関係機関の皆様方にご参加いただいております。オブザーバーのご紹介につきましては、時間の関係上、お手元の委員等名簿の配付をもってかえさせていただきます。

それから、会議の開催に先立ちまして、1点事務局のほうからご報告をさせていただきます。

先日11月28日の夜に、FIT法に基づきまして入札業務を行っております低炭素投資促進機構、こちらのほうの入札業務におきまして情報漏えいが生じているといったことが発覚いたしまして、プレスリリースさせていただきます。FIT法の執行の中でこのような漏えいがあったことについては、まことに遺憾であるということとともに、深くおわび申し上げます。

これを受けまして、当省からはGIOに対しまして徹底した調査、原因究明等につきまして、法律に基づいて命令を発出しております。二度とこのようなことが起きないように、原因究明、それから再発防止といったことにつきまして、迅速に、また着実に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、審議会のほうの運営につきまして、山地委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○山地委員長

それでは、第5回になりますけれども、会合を始めたいと思います。

本小委員会、ことし8月の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の中間整理を受けまして、4つの論点について議論してまいりました。

1つは電源ごとの特性に応じた制度の構築、2番目が適正な事業規律の確保、3番目が再エネの大量導入を支える次世代電力ネットワークへの転換、そして再エネ特措法で検討すべきその他の論点でございます。

本日は資料として中間取りまとめ案を用意しておりますけれども、これをもとに、これまでの議論を取りまとめてご議論いただきたいと思います。それにより今後の制度改革に

向けた方向性として取りまとめができればと考えておりますので、活発な議論をお願いしたいと思います。

まずは事務局から資料の確認をお願いします。

○清水新エネルギー課長

本日の委員会は前回までと同様にユーチューブでライブ中継をしております。ユーチューブでごらんの皆様方におかれましては、経済産業省のホームページにアップロードしております資料をご確認ください。

本日の配付資料でございますが、配付資料一覧、それから配付資料一覧にありますとおり議事次第、委員等名簿、座席表、それから資料1として中間取りまとめ案の補足事項、それから資料2として中間取りまとめ案、資料3として太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループの中間整理、最後に資料4、高村委員の提出資料をご用意しております。

○山地委員長

資料、よろしいでしょうか。

それでは、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、事務局から資料を一括して説明していただき、その後、議論といたします。

○清水新エネルギー課長

それでは、お手元の資料の資料1、それから資料2と説明させていただきます、その後、高村委員の提出資料につきましてまとめてご説明させていただきます。

まず、中間取りまとめ案ということで、これまでの議論をまとめた整理案を提示させていただきます。そこに先立ちまして、資料1ということで、少し補足事項についてパワーポイントのほうに基づきまして説明させていただきます。

パワーポイントの資料を開いていただきまして、2点ございます。

1点目のところでございますが、右下3ページのところをまずごらんいただければと思います。

第2回の小委員会の際に、事務局のほうの資料で、一時的に買い手がなくなる場合の対応ということで、こちらの資料を提示させていただいております。

その中で、諸外国について、ドイツのように特段の措置を設けていない国もあれば、イギリスやフランスのようにラストリゾートとして買取義務が設けられている国もあるというふうに提示したところでございますが、その後、諸外国の情勢を改めて整理いたしましたところ、飛んできていただきまして5ページのところでございますが、ドイツも含めて諸外国、ドイツについてもオフテイカーリスク対策といったことが講じられているということが判明いたしました。

こちらのほう、ドイツ、フランス、英国というふうに整理しておりますが、利用可能な

場合として、倒産時ですとか稼働開始直後、それからが見つからないといったことが証明できる場合といったようなことで、各国、限定的な状況に対しまして、価格水準といたしまして、全額ではなく、80%でのFIT売電、80%以下でのFIT売電といったような形で価格水準で買い取りますというようなこと。

それから、下から2番目でございますが、期間といたしましても限定的な期間ということで、基本、そういう意味では、市場で取引してもらうものの、限定的な事象におきましてオフテイクリスク対策を講じているというような状況でございます。

これを踏まえまして、資料6ページのところでございますが、我が国の制度の検討におきましてもこうした特別措置を講じる必要があるのではないかということで案を提示させていただいております。

最初のポツのところでございますが、さはさりながら本件がFIT制度における市場への統合を妨げることがないように、利用可能な対象につきましては諸外国の例も踏まえつつ限定的にすべきじゃないかということで、具体的には卸電力市場の取引に参入することが困難な小規模事業者に限定し、また、条件として契約先の破産といった外生的かつ予見困難な事情が開始後に発生した場合といったようなことで、活用できる場合を限定しつつ、緊急避難的に利用できる制度をしっかりと整備をするべきではないか。

その際の価格水準等につきましては、2つ目のポツですが、キロワットアワー価値に支払われる対価を安くしつつ、また、利用可能期間を設けるといったようなことで限定的にしていくといったような制度としてはどうかというようなことでさせていただいております。

それから、もう一点、別の論点でございますが、地域活用電源につきまして、こちらは第3回のこちらの審議会の場でご議論いただいたところでございますが、その際に詳細について、調達価格等算定委員会のほうで議論を深めていくということで、先般、調達価格等算定委員会のほうでも議論が一旦行われたところでございまして、その内容につきまして当委員会においても共有させていただければという趣旨でございます。

めくっていただきまして、8ページ目のところでございます。

8ページ目のところにつきましては、第3回の議論のときにご整理いただいた内容でございます。

地域活用電源につきましてはレジリエンス強化、それから地産地消といったようなことについて、期待されていくところをしっかりと要件化していくというようなこと、その中で小規模事業用太陽光発電、こちらにつきましては、低圧については、こちら自家消費型ということで、余剰売電を行うようなものについて、災害時に活用可能というようなことでルール整備をしていく、それから、50キロワット以上の太陽光、それから水力、地熱、バイオマスといったものについては地域一体型、地域消費型のものについて検討を深めていくべきではないかというふうに整理させていただいたところであります。

これも踏まえまして、算定委の議論の状況ということで9ページ目でございます。

自家消費型のところの要件でございますが、こちらにつきまして、第3回の委員会の際にもどのようにこの自家消費であることを確認するのか、それから一旦確認したものが事後的に、実は違った場合について事後的なチェックをどうしていくのかといったことについて、委員の先生方から問題提起いただいたところでございます。そうした点も踏まえまして、現状、以下のような形での議論が進められているところでございます。

まず、自家消費型について、自家消費の確認という①のところと、災害時に活用できるかという②の両方を求めるというようなことでの要件化、その中でこの自家消費の確認といったところでございますが、まず入り口のところにおいて、設備構造としてそういったものができているかということの確認、それから事業者さん自身から一定の自家消費比率以上の自家消費計画といったものを出していただくということ。

その後、運転開始後につきましては、買取電力量を確認するというところで、認定される出力と実際の買取電力量を比較いたしますと、一定の自家消費比率を構造的に満たしているか否かということは事後的にもチェック可能というふうに考えております。こういった部分を確認しながら、必要に応じて厳格な措置を講じていくといったような形で、自家消費であることの確認をしてはどうか。

それから、②の災害時の活用といったところについては、構造上、ブラックスタートは可能かといったことを確認してはどうかというようなことで、今議論が進められているところでございます。

それから、参考でございますが、ほかの政策分野との連携といったことについて、例えば営農型太陽光といったことについても検討といったご議論あったかと思いますが、そういったものについても一定の要件の中で認めていってはどうかといったようなことが、今、自家消費型のところでも議論がされているところでございます。

それから、めくっていただきまして10ページ目のところでございますが、こちら参考でございますが、低圧のところについて、基本的にはこれは自家消費型に限っていくといったようなことについて、やはり太陽光発電について顔が見えにくいといったようなことから地域でのトラブル、それから意図的な分割を通じた安全規制の適用逃れ、それから系統運用の悪用といったようなことが生じているという中で、こちらは低圧のものについては、やはり顔の見える形ということで、需給が近接した自家消費といったものの支援に重点化をしていくといったようなことが重要じゃないかといったことについての参考資料でございます。

それから、11ページ目のところで、今度は地域一体型のほうの要件ということで、こちらについては第3回の議論のときにも、地域消費といったことについて、例えば自治体が出資している新電力との契約といったようなことについて、なかなかそういった部分の把握は難しいんじゃないかといったご議論をいただいたところでございます。

ご議論も踏まえまして、算定委員会のほうで、今ご議論いただいている内容といたしまして、地域一体型ということで、レジリエンス強化とエネルギーの地産地消、両方の観点

があるわけですが、地産地消が実現する需給一体型のものというのは多くがレジリエンス強化につながっているというようなことで、まずはそういう意味でレジリエンス強化の観点といたったことをしっかり確認していく方法で、この①から③といたったようなことのいずれかを求めてはどうかということで、災害時の電気の活用について自治体のハザードマップ等に位置づけられているかどうか、もしくは地域マイクログリッドということで、平時は既存のものを使いながら、緊急時にはオフグリッドで使えるような電線といったものについて将来的にしっかりと方法が確立した場合には要件にしていくべきではないか。それから、熱供給といたったようなことについての要件化という議論が進められているところがございます。

下の米印の2つ目のところでございますが、今申し上げたような、再エネ発電自体に自治体が出資するようなもの、それから自治体が出資する小売電気事業者への売電を行うもの、こういったものについてどうしていくのかというのは引き続き検討中といたったような状況になってございます。

本日の取りまとめに当たって、一部この算定委員会での議論の進捗も加味しながら案を書かせていただいておりますので、本件についても、ちょっと状況をご報告させていただいた次第でございます。

以上を踏まえまして、これまでの議論を統合いたしまして、中間取りまとめ案ということで資料2のほうをごらんいただければと思います。

資料2のほうめくっていただきまして、ワードの資料の中で下のページ数でいきますと、1ページのところ、PDFでいくと多分2ページになると思いますが、のところに、まず目次というふうにございまして、めくっていただきまして、最初の目次のところでございますとおりに、はじめに、ということで全体の構成がありまして、その後、ご議論いただきました3つの柱、電源の特性に応じた支援制度、それから地域に根差した再エネ導入の促進、それからネットワークといたったことについて、それぞれローマ数字の大文字のところ書いている章立てになってございます。

まず最初、はじめに、といたったところで、今回の検討の問題意識のことについて書かせていただいております。

ページ数、そういう意味では、このワードの資料の下の数字でページ数を言及させていただきますが、2ページ目のところでございます。

はじめに、というところで、まず冒頭のところで3つの課題を申し上げます。3つ目のパラのところ、一方、FIT制度のもとでということからですが、課題も顕在化してきているということで、まず1点目に国民負担の増大といたったことということで、国民負担の増大が国際水準として高額で、国民負担の増大の一因となっているというようなこと、そういった中でどう進めていくかということで、この一方から始まるパラの8行目ぐらいですが、右のほうで再エネがほか電源と同様にと始まる場所がありますが、こういった高コストの状況も踏まえていくと、主力電源としてこれから拡大していくために

は、ほかの電源と同様に電力市場に統合される支援制度へと変わっていく必要があるんじゃないかという点。

それから、逆に、一方で地域で利用されているようなものについては、災害時の緊急時のレジリエンス強化に資するといったようなことで、再エネの地域での活用の促進も重要性が高まっているといったようなことがまず課題の1個目の大きな塊でございます。

それから、今度、またというところの параグラフのところでございますが、2点目に再エネ自体の長期安定的な事業運営をどう確保していくのか、言いかえますと、やはり再エネというものの質をどう高めていくかといったようなところが2点目に主力電源化に向けた大きな課題となっております。

それから、3点目に問題意識としまして、系統制約の顕在化といったところでございます。

加えてのところの параグラフですが、既存系統の活用に加えて計画的な系統形成を進めていくといったようなことが今回の検討の問題意識として書かせていただいております。

そういった中で、最後、2ページ目の下のところですが、FIT制度そのものが再エネ導入初期における普及拡大、それから、そこの中を通じたコストダウンの実現といったようなことを目的として時限的な特別措置として創設されて、今回は抜本的な見直しを行う旨が規定されている、こういった前提の中でどのような制度が今後に向けて望ましいのかといったようなことが議論の背景として整理させていただいております。

続きまして、4ページ目のところからそれぞれの3つの課題についての検討、今までいただいたことについて、事務局として整理させていただいた内容です。

まず、Iの電源の特性に応じた支援制度といったところでございます。

こちらについては、先ほど申し上げましたところのまさに市場への統合といったことをどういうふうに進めていくかといったようなことでございます。

最初のパラのところ、他電源と同様に電力市場に統合されていくといったこと、4行目ぐらいのところですが、一方で、しかしながらというところで発電コストの低減や、その導入状況、地域貢献の程度などについて、電源によってさまざまなので、電源ごとの特性に応じて具体的に検討していく必要があるということでございます。

具体的には、競争電源と地域電源というふうに分けて議論をしていくということで、こちらのiの直前のところでございますが、電力市場でコスト競争に打ち勝って自立的に導入が進むことが見込まれる電源、競争電源と、地域で需給一体的に活用されるといったことの地域活用電源とに分けて、それぞれ分けて詳細設計を進めていくということで、そこから下で各論として書かせていただいております。

まず、競争電源のところ、4ページの下の方のところでございますが、繰り返しのなりますが、電力市場への統合を図っていくということで、最初、第1回の際に、まさに現行FIT制度についての意義といったことをご整理いただきました。その中で、投資インセンティブについては、引き続き導入拡大に向けて確保していく必要があるということ、

一方で、その市場取引の免除といった制度の特徴、こちらにつきましては、さまざまな例えば蓄電池の活用といったようなこと、それからインバランスを抑制するといったような、インセンティブに向けた取り組みを妨げているといったようなことも踏まえると見直しが必要なんじゃないかというような大きな整理、そうした点も踏まえていきますと、こういった特徴を有する新制度のあり方として、ヨーロッパで進んでいるF I Pを念頭に検討していくべきじゃないかというのが大きな考え方でございます。

めくっていただきまして、5ページ目のところですが、F I P制度におけるプレミアムのあり方ということで、このF I Pの制度に基づいてプレミアムをどう付与していくのかといった点でございます。

こちらにつきましては、(1)といったところの真ん中ぐらいにございますが、完全変動型プレミアム、固定型プレミアムとございますが、F I P価格が固定である中で参照価格の変更の頻度、こちらによってその制度の特徴が変わってくるといったようなところもご議論をいただいたところでございます。

それらも踏まえまして、したがってというパラグラフのところですが、結論的には、投資インセンティブの確保といったことと市場価格を意識した行動を促すためには、その収入の安定性を高めるという、その完全変動プレミアム型のメリットということと、市場価格の変動に応じた行動を促すという固定型プレミアムのメリットの両方を取り入れた中間型の制度を構築していくことが適当ではないかといったようなご議論をいただいたところでございます。

具体的なF I P価格の決定、それから参照価格の設定というところでございますが、まずF I P価格の決定、こちらについては、現行のF I T制度と同様に、調達価格等算定委員会の意見を尊重しながら、電源区分、規模といったことについての決定、もしくは入札を活用するといったような方式でいいんじゃないか。

それから、参照価格の決定、こちらにつきましては、参照価格の決定に当たって長期的な変動リスクを最小化していく必要がある、同時に日中・季節変動の中で価格に応じた行動を促せるような形の制度設計を行う必要があるんじゃないかといったことで、このあたり第2回のときだと思いますが、ご議論をいただいたところでございます。

めくっていただきまして、6ページ目のところで、なお書きのところですが、そのF I P価格と参照価格を設定する中で、結果的にF I P価格が参照価格を下回るといったようなケースが想定されるわけでございますが、こういった場合についてのこのネガティブ・プレミアムを支払うといったことについては、これは導入支援策であることも踏まえると避けるべきではないかということ、それから、また以降でございますが、制度開始後におきましても、さまざまな観点から見直しをしながらファインチューニングを行っていくべきではないかということにしています。

続いて、(2)対象となる電源区分、こちらについては、市場統合による効果が期待できることを念頭に置きつつ、各電源の案件の形成状況や市場環境等も踏まえて、委員会、

調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定することが適切ではないかというふうにしております。

続いて、(3)で市場取引のあり方というところで、FITからFIPに移る中で、FIPのもとでどのような形で市場取引を行っていくべきかというような点についての整理でございます。

(3)の6ページ目の下のところで、キロワットアワー価値というところございますが、大きく分けまして、キロワットアワー価値、それからインバランス、環境価値と3つの点について、どのような市場取引のあり方がよいかということのまず1点目に、キロワットアワー価値というところございますが、この部分、まさに市場統合を進めていくということで、再エネ発電事業者がみずからその市場取引を行うべきであるという点、その際には、みずからが行う場合もあればPPAで相対取引で行う方法、それからアグリゲーターを介していくというようなものがあるということで、下のほうに書かれておりますが、アグリゲーターについては、こちらは構築小委員会のほうでも議論されておりますとおり、電気事業法上でも位置づけるなど、さまざまな形でのその活用に向けた制度改革も検討されているといったような状況でございます。

それから、キロワットアワー価値の関係で申し上げますと、めくっていただきまして、次、7ページ目のところですが、小規模の事業者についてどのように扱っていくかということで、卸電力市場での最小取引単位の水準、それからアグリゲーション・ビジネスの活性化といったことも見きわめながら、対象のところを見きわめていく必要があるんじゃないかと。

それから、最後、またのところですが、これは先ほど申し上げましたオフテイカーのところについて、リスクのところについて一言言及しております。

続いて、インバランスのところですが、こちらについては全体の調整コスト削減効果を最大限引き出すため、再エネ事業者についてもインバランス発生を抑制するインセンティブを持たせるべきであるといったことの方角性をまず最初に書いております。

その上で、数行進んでいただきまして、またのところ以降でございますが、一方でそれをしていくためには環境整備を進めていく必要があるということ。

それから、その初期の段階においては、下から2行目のところですが、再エネ発電事業者のインバランス負担軽減のための経過措置も検討していくべきではないかといったようなことについて記載しております。

続きまして、3点目、環境価値のところですが、環境価値につきましては、現状のFIT制度、2行目のところですが、現行FIT制度における環境価値というのは、認定事業者ではなく賦課金を負担する全需要家に帰属するというふうな整理をしております。

今度FIP制度におきましては、下から5行目ぐらいですか、FIP制度においてもというところですが、再エネ発電事業者がみずから環境価値を相対取引またはオークションによって販売していく仕組みとしていくべきではないかというふうに整理をしております。

以上までのところが、いわゆる競争電源のところに係る今までの議論を整理させていただいたところでございます。

続いて、7ページの下のところ、地域活用電源に係る制度のあり方ということで、8ページ目のところに進んでいただきまして、8ページ目の冒頭のところですが、地域活用電源、地域活用要件の詳細設計に当たっては、こちら地域へのアウトプット、それから地域からのインプットに着目して制度を具体化していくべきである、というところでございます。

先ほどのパワーポイントのほうでご説明させていただきましたので、この部分は省略させていただきますが、まず(1)で地域へのアウトプットの考え方ということで、先ほど申し上げました自家消費型と地域消費型ということで、8ページの下のほうで自家消費型の要件、それからめくっていただきまして、9ページ目のところで地域消費型(地域一体型)の要件についてということで記載をさせていただいております。

9ページ目の後段のほう、地域からのインプットのところ、先ほど申し上げましたアウトプット、インプットのところの今度インプットのほうでございますが、これ具体的には地域集材が可能、域外からの集材が可能なバイオマス発電が論点になるわけでございますが、2つ目のパラグラフのところ、バイオマス発電における状況について記載させていただいております、その4行目ぐらいのところですが、右側のほうでございますとおり、内外無差別の原則(内国民待遇義務)を含む国際的な通商取引・投資のルールといったことに基づく必要がある中で慎重な検討が必要ではないかということ。

一方でということで、次のパラグラフ、委員の皆さん方からは、例えばライフサイクルGHG排出量の確認を行うことによって、結果としてレジリエンスの強化につながるようなものもあるんじゃないかということもご指摘いただいております、一番下のところでございますが、引き続き検討を継続していくというふうな整理にしております。

10ページ目のところから、今度各電源類型への適用ということで、先ほどのパワーポイントのところ整理させていただきましたとおり、小規模事業用太陽光発電、それから地熱、水力、バイオマスといったことについて分けて記載をさせていただいておりますので、このあたりは割愛をさせていただければと思います。

11ページ目のところですが、iiiに入る直前のところで、なお書きであると思いますが、風力発電の取り扱いといったことについてご議論もありましたので、こちらについては今後検討することが適切であるということで1行言及をしております。

それから、再エネの中長期的な定着・自立化ということで、今回の抜本見直しを超えたさらなる中長期の自立化に向けた観点ということでございます。

繰り返しになりますが、FIT制度、FIP制度ということは、再エネのコスト競争力が十分じゃない段階における支援制度ということでございます。ですので、5、6行目ぐらいのところでございますが、引き続きこの先を踏まえた中長期的なことも見据えた検討といったことも引き続き考えていく必要があるんじゃないのかということ。

2パラ目のところで、地域活用電源、こちらについても委員会の中でもご議論ありましたとおり、FITありきというところでとどまるべきではないんじゃないかというお話でございました。直ちにFIP制度の対象とすることは難しいものの、今後も市場への統合効果が期待できる案件も含まれ得るということで、今後もFIP制度の適用も含めて引き続き検討していくべきではないかという点。

それから、3つ目のパラですが、FIP制度を導入していく競争電源、こちらについてもさらなるコスト低減の中で価格支援制度からの自立化に近づいていくといったことが期待されるということ。

その際でのこの制度のあり方といったことについても、引き続き中長期課題としてしっかりと検討していく必要があるんじゃないかということ。

例えば海外においては、既にそういった水準になる中でも一定の収入の予見性を確保するという観点から継続されているといったようなことも踏まえながらの検討が必要になるんじゃないかということについて、一言言及をしております。

続きまして、今度ページ移りまして12ページ目のところから、3つの大きな柱のうちの2つ目の点、地域に根差した再エネ導入の促進ということで、再エネの導入に当たって、地域に根差して地域の中でどう信頼を確保していくのか、また地域と共生した事案をどのように推進していくのかといったような点についての整理でございます。

2つの塊ございますが、まずその地域からの信頼をどう確保していくのかといったような点について、再エネ事業がFITの支援を受けている20年間といった期間はもちろん、その支援期間終了後についても引き続き同じ場所で再投資が行われ、50年、100年、究極的には、地域に根差して、長期安定的に事業を行っていくといったようなことをどうやって実現をしていくのか、その前提としての地域との信頼確保といったことが重要ということで、適正な事業の実施の確保、それから、廃棄費用の確保、それから、安全対策といったことの3つの塊でご議論をいただきました。

12ページの真ん中のところから、まず1点目の適正な事業実施の確保という点でございますが、まず、違反事案に対して、しっかりと厳格な対応をしていこうということで、黒丸の1点目のところでございますが、さらにこのパラのところですが、一定期間を経ても改善が確認されない案件については、こちらを法律に基づいた指導、命令、取り消しといったことの厳格な対応をしっかりとやっていくべきであるといったような点。

それから、12ページの下のところの公表情報の拡大というところで、現状、事業計画に記載されている内容を公表してございますが、事業計画に掲載のない情報についても、例えば、稼働状況ですとか、運転開始期限といった地域が求めているような情報については、公表の情報を拡大していくべきではないかという点を記載しております。

13ページ目のところから、この廃棄費用の話でございます。

廃棄費用の話につきましては、廃棄費用の確保に関するワーキンググループというところで、専門的にご議論いただいたところございまして、その内容が13ページの下の方、

四角囲みのところに記載させていただいております。

幾つかございますが、4つ目のパラグラフのところで、積立て時期といったところで、この時期のことにつきまして、前回の委員会の中でもかなりご議論いただいたと思います。その点も踏まえまして、今回の時期のところについての前提となる考え方について、少し厚めに書かせていただいております。

積立て時期についてはというところがございますが、まず太陽光発電については、20年間の固定の調達価格で支援しているということ、それから、パネルメーカーの保証、こういったことも踏まえまして、通常は調達期間の途中で事業を廃止するといったことが想定されにくく、それ以上の継続された事業の継続が念頭に置かれている。

こういった中で、初期にかかる資本費が大きいという電源特性を踏まえた事業者の負担ですとか、事業者間の公平性、それから、混乱を抑制するためのシンプルな制度設計、それから、めくっていただきまして、14ページですが、システム面や契約面での運営コストの抑制、こういった点を踏まえまして、一律に調達期間終了前10年間としてはどうかというふうなことで廃棄ワーキングのほうで取りまとめているところがございます。

それから、幾つか飛ばさせていただきますが、四角囲みの下のほうの、さらにのところでございますが、内部積立てにつきましては、長期安定発電や資金確保に係る厳格な条件を満たす案件については、例外的に内部積立てを認めるという点、それから、その下のところですが、F I P制度における適用、こちらについては、F I T制度と同様にF I Pにおいても、国民負担によって賄われているということも踏まえて、対象とする方向で検討してはどうかといったようなことについて、整理されたものが記載されております。

それから、14ページ目の下のほうで、保険加入の努力義務といったところですが、以上の状況を踏まえて、2つ目のパラのところですが、災害時の、今まで申し上げたところの、廃棄、事業終了時の積立てと異なりまして、災害時の備えといった点を促す観点から、新規案件・既認案件ともに保険への加入を努力義務としてはどうかという点。それから、今後の、そういう意味では、状況も踏まえながら、遵守義務化も検討していくべきではないかという点をご議論いただいで記載しております。

それから、14ページ目の下のほうで、今度は安全対策といったところがございますが、ページをめくっていただきまして、2点ございます。

15ページ目のところの上のほうでございますが、まず、1つ目の黒丸のところ、小出力再エネ発電設備の保安規律ということで、小出力のものについては、現行では報告徴収や事故報告の対象となっておりますが、現状の状況も踏まえまして、その対象として加えてはどうかということ。

それから、太陽光発電設備に特化した新たな技術基準をしっかりと整備をしていく、また、設置形態が多様化しているということで、例えば、水上の設置といったことも含めて、新しい、しっかりと基準を整備していくべきではないかというようなことでございます。

それから、続きまして、地域と共生した再エネ発電事業の形成ということで、この2つ

目の大きな柱の中の信頼確保といったところの大きな塊と、もう一点の大きな塊である、地域と共生した事業をどのように形成していくかという点でございます。

こういった点について、15ページ目の下の2つ黒丸がございますが、1個目の黒丸ということで、こういったいい、質の高い案件をどのように形成していくのかということで、そういったものを、モデルを形成しながら、その好事例を普及、展開していくということが非常に重要ではないかという点。

そういった観点から、1つ目の黒丸の最後のところでございますが、地域と共生している再エネ発電事業者が積極的に評価されるような仕組みということで、例えば、マークを設定するとか、経済産業省のホームページで名前を記載するといったことも含めて、前向きな動きを支援していくような仕組みを検討していくべきではないかという点。

それから、もう一点が、条例等による地元対話の促進というところで、地域、地域において、再エネの立地の状況、それから、懸案事項、さまざまということも踏まえまして、各地域ごとの中での事情も踏まえた地元対話をどう促進していくかということでございます。

そういった観点から、一律に規制をするというわけではなくて、FIT制度のもとでは、条例も含めた関係法令の遵守ということを義務づけて、そこに違反する場合はしっかり対応するというような仕組みになってございます。

その中で、各地域ごとに自治体への届け出ですとか、認定といったことを求めているような例があるといったような状況でございます。

めくっていただきまして、16ページ目のところでございますが、こういった状況も踏まえまして、引き続き、各地域において、条例等も活用しながら、地域、地域における共生のあり方ということをぜひ検討、確立していただくことが重要かというふうに思っております。同時に、こうした取り組みを国としてしっかり支援していくということで、一番最後のところ、このため、引き続き、というパラでございますが、自治体の皆様方もご参加いただく情報連絡会といったことを始めておりまして、こういった場を活用しながら、各地域におけるベストプラクティスの共有や連携の強化といったようなことをしていくべきではないかということ。

それから、その際には、今、全国一律の情報連絡会といったことに加えまして、地域に赴き、生の声をつぶさに伺いながら、双方向で議論していくといったような新しい場を各地において設けていくことも必要ではないかというふうにさせていただいております。

長くなって恐縮でございますが、続きまして、3つ目の塊ということで、17ページのところ、再エネ主力時代の次世代ネットワークということで、系統の話でございます。

冒頭の柱書きのところでございますように、既存系統を活用するという日本版コネクタ&マネージを実施しつつ、さらなる系統の増強、整備をどのように進めていくかということでございます。

大きな塊の1つ目で、プッシュ型の系統形成と費用負担ということでございます。

これも、第4回、前回ご議論いただいた内容でございますが、最初のところでございますが、要請に都度対応するプル型ではなく、計画的に形成を行っていくプッシュ型というようなことで系統形成を進めていく必要があるという点。

それから、その際の費用負担といった点につきまして、4つ目ぐらいのパラのところ、そのためから始まるパラでございますが、再エネ特措法の目的である再エネの利用の促進といったことが阻害されないようにされるために、この費用負担のあり方として、便益を評価する中で、原則、全国で負担すべきというふうに整理された費用について、その中で、再エネ特措法において再エネへの支援が継続している限りにおいて、またその分類されたものが、再エネの導入促進効果が認められるといったものについては、今のFIT制度における賦課金の仕組みと同様に、系統増強に係る全国一律の賦課金方式といったものを活用しながら費用を確保していくべきではないかという点。

その際、現状の賦課金方式と混同しないように、ここでもあえて別途と書かせていただいておりますが、こういったものを別途つくっていくべきではないかという点。

その際というところで、その費用の活用範囲については、地域間連系線だけでなく地内送電線の整備もあわせて重要であるといったことも踏まえて、地域間連系線の増強に伴って一体的に発生する地内系統の増強、こちらの部分についても、この賦課金方式の活用範囲とすべきではないかという点でございます。

それから、具体的な手法といたしまして、17ページの下のところから18ページにかけてですが、電力広域的運営推進機関のほうで策定された計画、こちらのほうに従いまして、18ページのところにまたがりますが、交付金の、そちらのほうで出てくる再エネの寄与率といったことを参照しながら交付金を充てる範囲を確定するという点。

それから、支払いの仕方としては、キャッシュアウトでなくて、減価償却・費用計上のタイミングですべきであるといった点について、ご議論をいただいたところであります。

それから、18ページの真ん中のところから、分散型グリッドの推進というふうにございます。

こちらは、構築小委員会のほうでご議論いただいている内容で、主力化のほうでしっかりとご議論いただいた内容ではございませんが、再エネの主力電源化に向けて非常に有意義であるということで、報告書の中で一言言及できればと思って、事務局案で記載させていただいております。

この分散型グリッドの推進というチャプターの2つ目のパラのところでございますが、持続可能な電力システム構築小委員会において、災害に強い分散型グリッドを推進するための方策についても、検討が進められているということでございます。

具体的にというところで、その3～4行下のところにマイクログリッドと出てきますが、先ほど地域活用電源のときにもご説明させていただきましたように、地域の中で平時は主要系統と接続しながら、災害時には独立運用を行うマイクログリッド、こうしたものが地域の分散型電源にとって非常に有意義であるといったような点で、実証事業等が行わ

れております。

こういったことも踏まえまして、そのパラの下のほうで、「こうした背景の下」といったところから始まる場所があると思いますが、特定の区域において切り離して活用されるといったことについて、一般送配電事業者から譲渡または貸与された配電系統を維持・運用し、行うような事業者については、電気事業法で配電事業者として位置づける方向で今、検討されているといった点について、言及してございます。

それから、もう一点は、アグリゲーター、こちらについても、本委員会においても非常に重要だということで繰り返し言及いただいたところでございますが、このアグリゲーターにつきまして、先ほど少し申し上げましたとおり、電気事業法上に位置づけるということで、めくっていただきまして19ページ目の一番冒頭のところですが、アグリゲーターを電気事業法上に位置づけるということ、それから、計量制度の合理化といったことについての検討がされているといったことについて、言及させていただいております。

最後に、3つの柱と少しずれますが、その他の論点ということで、3つご議論いただいた点でございます。

まず、1点目が、系統活用に向けた未稼働案件の放置防止ということでございますが、真ん中あたりの「しかしながら」というところのパラのところでございますが、接続契約を締結した案件や、運転開始期限を設定した案件といったものでも、依然として大量の未稼働案件が継続しているという中で、こうした案件が放置された場合に、長期間系統を空押さえするといったことで、系統の活用が妨げられているという状況がございます。こういった状況について、今後新規に認定を受ける案件については、長期にわたり運転が開始されていない場合については、①として、認定を失効させる、あるいは、調達期間を短縮させて、調達期間が終了したものは失効同様に扱うといったような点について、法的な議論も踏まえまして、法的措置を講じるべきではないかという点、それから、新規案件に限らず、既認定案件についても、こうした措置が講じられた日を起算点としながら、対象としていくべきではないかといったようなことについて記載をしております。

それから、低圧案件のところについてのルール整備ということで、これまでも随時取り組みをしてきているところでございますが、なかなか依然として分割規制逃れといった案件が存在しているということで、20ページの下の方、「そのため」で始まるパラのところですが、分割を規制するという趣旨を、そもそもの趣旨も踏まえまして、今後、新規認定申請が行われた案件については、特に登記簿上での地権者の同一性について厳格な審査を行うといったことも含めて、引き続き基準の明確化を行っていくというようなことでございます。

最後に、執行体制の強化といった点で、現行の制度におきましては、費用負担調整機関、それから指定入札機関ということで、それぞれ指定法人ということで行っているところでございますが、この①から⑤とございまして、今回の抜本見直しに伴って、以下のこうした業務が発生するということになります。

その中で、この①から⑤の下のパラのところですが、効率的かつ一体的な実施といった中での安定的な法執行の確保といったこと、それから、業務全体へのガバナンスといったことも踏まえて、法人を指定して執行を担わせるのではなくて、一つの法人に実施をさせていくべきじゃないかという点。それから、その主体としては、新たにそういった法人を立ち上げるといったような行政コストの発生を防ぐために、既に認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関にこれらの業務を担わせることが適当ではないかといったようなことで、整理をさせていただいております。

最後になります、「おわりに」といったところで、今までのところも踏まえてしていくといった点で、業務の実施に向けた必要な周知、広報といったことをしっかりとやっていく必要があるという点。

それから、「また」のところでございますが、再エネの主力電源化に向けては、今回のこの制度的な議論だけではなく、現行制度の運用といったことも含めて、しっかりと取り組みながら、今後の制度改正とともに一体的に進めていくことが重要ということで。

それから、繰り返しになりますが、FITやFIPがまだ十分でない時点での導入拡大、それからコストダウンを実現していくといったことの目的を踏まえると、引き続き不断に見直しを行っていく必要があるのではないかとといったような点について、最後、「おわりに」というところで言及させていただきまして、まとめさせていただいているところでございます。

ご議論いただいた点を凝縮して整理をしたつもりでございますが、また本日、ご議論の中でさらにいろいろなご意見を頂戴できればと思っております。

続いて、資料3は廃棄のワーキンググループの中間整理でございますので、参考ということで割愛させていただきまして、資料4で、高村先生から出ております意見について、私のほうから説明させていただければと思います。

資料4で、1枚でございますが、「次のとおり意見を提出します」ということで、2つの塊がございます。

まず、資料1の補足事項のところのオフテイカーの利用条件の点について、下線が引かれているところでございますが、より市場に統合した形での再エネ導入を一層促進していくために、特にFIP制度適用の当初については、オフテイカーの利用条件を一定緩和する移行期間を設けるなど、配慮した制度運用を行うということを考えていくべきではないかというようなこと。例えば、運転開始当初1年間は、利用条件を緩和するなどの取り扱いの可能性も検討いただきたいといったようなことでございます。

それから、2つ目の塊で、資料2「中間取りまとめ(案)」のところについて、基本的には異存ないということいただいた上で、まず地域活用電源の要件については、調達価格等算定委員会において、さらにその要件の明確化、適用のための具体化を行うといった点について記載をしてはどうか。

それから、系統の費用負担のところについて、地域間連系線の増強費用の負担方式につ

いては、取りまとめに異存はないが、全国的に託送料で費用を負担する選択肢も将来的に検討すべきとの意見があったということ、盛り込んでいただきたい。

それから、コネクト&マネージの拡大、既存システムの最大限活用を初めとする、再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク委員会で確認された諸課題、こちらについては改めて進捗状況を確認し、さらに課題の解決に向けた検討を進めるといったことを今後お願いしたいといったようなご意見を、紙で頂戴しております。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。中間取りまとめ案ですので、少し丁寧にご説明いただきました。

今から議論の時間としたいと思いますけれども、毎回申し上げておりますが、発言ご希望の方はネームプレートを立てて意思表示をしてください。また、インターネット配信しておりますので、視聴者の方が聞きとりやすいように、マイクを近づけてご発言いただきたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。いかがでございましょう。

まずは、長山委員からですね。お願いします。

○長山委員

ありがとうございます。

まず、本編で、まず文言は変えないで基本的にいいと思います。ですが、応援の意味で、幾つかコメントさせていただければと思うんですが。

7ページで環境価値というのがありまして、F I Tの環境価値というのは、認定事業者じゃなくて、賦課金を負担する全需要家が帰属するという整理で、他方今回のF I Pでは環境価値は事業者に属するという、そういう整理されておりますが、現時点では2つの整合性をとるにはそういうふうにするしかないと思うんですが、今後F I TからF I Pへの移管、もしくは卒F I Tの市場への統合の動きを促進するためには、やはりF I P、卒F I Tでの環境価値を魅力あるものにする必要があるのではないかと。

以前も申し上げたんですけども、本当に地域の価値を認識して、高い環境価値を払ってでも応援しようとする需要家のウィリングネス・トゥ・ペイと、あと、高い環境価値を生み出す再生可能エネルギーをつくろうとする、再エネ事業者の経営努力を評価するような仕組みが必要であると。ドイツでは、F I Tには環境価値はつけないで、非F I Tにだけギャランティ・オブ・オリジンという環境価値をつけて、それがF I P制度への移管を促している点もあると思うんですが、なるべく地元の人が応援するような再エネには高い価値をつけるような、そういうような経営努力を促すような動きが必要ではないかと思いません。

2点目なんですけど、10ページ目の各電源類型への適用ということで、この小規模太陽光とか地熱、小水力等々にはF I T制度を残しておくというのが、基本的枠組みを維持す

るのが適切であるということで整理されているんですが、再エネ大量導入委員会でも、結局、FITからの自立ということで、電源の特性に合った支援をするという話をずっとして、という話が1個と、もう一点は例えば、ドイツでゾンネン社という会社は太陽光発電をやっているんですけど、それに蓄電池つけて、自家消費型を基本としながらも、市場に統合するようなモデルもつくっていますので、何でもかんでもFITで基本的枠組みを維持することではなくて、FIT制度は一つのオプションであるというような考え方が必要なのではないかなというふうに思います。

あと、3点目なんですが、17ページのプッシュ型の系統形成で、これはFIT賦課金で全国で負担をするという、連系線を整備するという前提にはやっぱり大義が必要で、たまたまここには新々北本というような文言がないんですけども、やはり新々北本等々の話が先行してはいるんですが、そこありきじゃなくて、全国大で本当にCO₂削減、燃料費削減に貢献するようなものを、すべてフィージビリティスタディをする。

例えば関門、九州電力さん、九州のところに太陽光を置いたほうがよりCO₂とか燃料費削減になるかもしれませんので、そういったような全国で負担するからには、全国の中の優先順位をつけるような、そういうようなことを先にやった上で、新々北本がよければ新々北本を全国で負担するというような、そういうような手順というか、そういうのが必要ではないかと思えます。

それは結局、その後続く、例えば連系線の混雑料金をどう使うかということ、今は連系線の再投資に使うというふうな整理がされておりますんですけども、先月、フィンランドの規制庁とかTSOへ行って話を聞いたんですが、あるところの混雑料金というのは域内のどこで使ってもいいらしいんですね。そのアナロジーを使うと、例えば関門で使った混雑料金を新々北本にも使ってもいいということになりますので、それを納得させるためには、やはりOCCTOさんのほうで全国的にいるんな連系線のフィージビリティスタディを同時にやって、その中で優先順位をつけてFITで全国で支援をしていくという、そういうようなことが必要ではないかというふうに思います。

以上が本編のコメントで、あと、附属資料の資料1のほうで2点だけコメントさせていただければと思うんですが。

5ページのところで、オフテイクカーリスクで問題があった場合に、送配電が結局引き取るということなんですけども、これ、卒FITのときでも結局、送配電さんが最終的に引き取るということになったんですけども、送配電さんはbalancing groupじゃないので、もらった電力をどうするのかというのがちょっと疑問でありまして、そこら辺が例えば三次調整力②の辺で余計に調整力を持ったり、そういうような、送配電さんが引き取るのはいいんですけども、その後どうするのかというのも含めて、諸外国の調査をしていただいたほうがよかったのではないかなというふうなことがあります。

あと、もう一点なんですが、最後で、資料1の8ページ目で、これもFIT制度で、全国のお金で、ある特定の地域の地域活用案件を支援するということなので、先ほどと同じ

アナロジーで、全国大で見て、本当にその地域の、特定地域のものを支援するのが適切なのかという、そういうロジックが必要だと思うんですね。したがって、このクライテリアを明確にした上で、全国的にリストをつくるとか、あるいは、レジリエンスのところの部分は地方自治体にやってもらうとか、二階建てで支援するとか、そういったようなことも必要なのではないかと思います。

以上になります。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでございましょう。

中間取りまとめ案の議論なので、賛成でもちょっとご発言いただいたほうがいいと思いますが。

じゃ、大貫委員、お願いいたします。

○大貫委員

失礼いたします。

今、長山委員から特に文言について申し上げるつもりはないと言われた後に、ちょっとなかなか言いにくいので、少し書き方を変えてほしいところがあります。それも含めて、ちょっと多いんですが、4点申し上げたいと。

まず、1点目が、この報告書が十分に専門的知見を持った方だけが読むわけではなく、広く国民に読まれるという前提で考えますと、ややわかりにくいところがあるというような気がいたします。本委員会でも予測可能性という言葉めぐって随分議論になったと思いますが、この点に係ります。

予測可能性というのは、利潤が上がるという見込みが立つということではなくて、久しぶりにマックス・ウェーバーのものを読みましたが、近代法のまさに特徴の中で言われる、計算可能性が立つということが近代法の特徴で、これが非常に重要だと書いてあって、まさにこのことだと思うんですね。わかりやすく書くということは、この計算可能性を私は高めるので、私のようなやや知識が不足している人間でもわかるような書き方をさせていただきたいということで、申し上げます。

この報告書、先ほど山地委員長がまとめられたように、清水さんもまとめられたように、電源の特性に応じた支援制度を構築すべきであるという整理から、地域活用電源と競争電源に分けて制度設計を提案しています。4ページのローマ数字のIに整理されております。これは当初いただいた案より随分詳しくなっているのですが、第1回会議で提出された資料3を振り返ってみますと、例示などを使ってもっとわかりやすく書いてあります。これは広く、わかりやすくということであれば、むしろ資料3などを使って書きかえていただいたほうがよろしいのではないかというふうに思っております。

これが1点でございます。

それから、わかりやすさという中でのもう一点なんですが、地域活用電源というのは極

めて複雑だろうと思います。報告書は、小規模事業用太陽光発電と小規模地熱発電、小水力発電、バイオマス発電に分けて論じているわけです。さらに、この電源類型を前提にした上で、地域一体型と自家消費型に分けて、地域活用案件を検討しているということになります。これは相当に複雑であろうと思います。

そういう観点で考えますと、今回いただいた補足資料の例えば8に書いてあるというのは、とてもわかりやすいんだと思うんですね。これをそのまま中間取りまとめに入れろと言うつもりはないですが、やはりこのような整理を提示してやるというのが、私は大事なんじゃないかなというふうに思っているということです。

これがわかりやすさにかかわる2つです。

それから、これも書き方の問題なんですけど、先ほど清水さんからも言及があったことなんですけど、アグリゲーターの話なんですけど、たしか私の記憶では、F I Pの適用がなされる小規模な事業者が一定の支援のもとで市場に統合されていくためには、やっぱりアグリゲーターの役割って極めて重要だという議論が随分出たと思います。

報告書では、例えば6ページで、アグリゲーション・ビジネスの活性化のことなども述べておりますし、19ページで、清水さんがおっしゃったように、電気事業法に位置づける方向で考えるというような規定が、いろいろなところに散在しているのですが、これも書き方ですけども、アグリゲーターの育成なり、法制度の整備というのが極めて重要であるということ、もう少し強調して書いていただければと思います。項目を起こせとまでは申しませんので。

あと2つですが、13ページの廃棄費用のところでございます。13から14の廃棄費用のところでございます。

中間取りまとめは、これは我々が議論してきたことなんですけど、廃棄費用の積立てを担保する制度を我々が提案して、強制的に積み立てさせるという制度だと思っておりますが、これはF I T制度に適用することが考えられております。F I P制度についてどうなるかについては、14ページのこの中間取りまとめ、これはどこでしたかね、廃棄等費用の確保に関するワーキングのまとめを引用される形で、次のように書かれているわけですね。14ページの囲みの最後のところですね。F I T制度と同様に国民負担によってプレミアムが賄われるということを踏まえ、対象とする方向を軸に検討するというやり方、これ、当初の案では、地の文に出ていたと思うんですけど、今回、引用という形になっていますけど、これについて意見を申し上げたいと思います。

廃棄等の費用を担保する必要性は、F I T制度、F I P制度ともにまず共通している、共通して必要だということが1点。

それから、廃棄の問題は環境にかかわる問題で、一旦これが起こってしまうと、なかなかもとに戻せないということがありますので、やっぱり予防的な措置するのが重要であるというのが2点目。

それから、廃棄費用の積立てを担保する制度の導入は、F I P制度導入とともに行うほ

うが制度としてはシンプルだろうという点から、私は、F I P制度にもF I T制度と同様の廃棄費用の積立てを担保する制度を導入するという、強い方向性を出していただいたと思っております。

もっとも、いろいろな方からご教示を受けると、市場の動向によってF I Pのプレミアム額が廃棄積立額を下回る場合というのが、あり得るといふような指摘がありました。もし、源泉徴収的にプレミアム額を強制積み立てさせるということであれば、積立て義務をプレミアムの範囲に限定するとか、そういうつくりは必要だろうといふふうに思っております。

長くなって恐縮ですが、もう一点は、この補足事項の資料1の6ページのところでございます。たまには法律学者らしいことを言わないといけないかなと思ひましてですね。ここで、自家消費型の地域活用電源に関して、自家消費比率の遵守をどう確保するかということが問題となっているといふふうに理解しております。

これは6ページではないですね。違いました。9ページです。失礼しました。9ページです。

ここに書いてあることは、認定取り消しなどの厳格な措置を講ずると書いてあるんですが、これは行政法をやっている身からすると、認定取り消しは聴聞という大変面倒くさい手続が、非常に手続が重くて、これを実行するのはなかなか大変であろうと思います。ですから、方向性としては、これは法改正が必要になる可能性もあるんですが、改善命令というのが、現在、再エネ特措法では改善命令しか書いてなくて、もう少し書き込む必要性があるのではないかと考えています。例えば、接続の一時停止とか、そういうこともできるようなことを書き込む必要性が、あるのではないかと考えています。これ、現状では非常に運用がしにくい。改善命令出してもなかなか従ってくれない可能性があって、そうになると、あとは認定取り消しに至るしかない。認定取り消しは非常に手続が重くて、運用しにくいので、やはりちょっと運用しやすい制度にしてほしいということです。

その際考えていただきたいことは、この自家消費比率は自家消費計画に書くと書いてあるんですが、これ、認定計画の中に入れるんでしょうか。認定計画の中に入れないと、いわゆる監督処分の対象にならないので、その点ご注意くださいということと、もし認定計画の中に入れないのであれば、一定の条件をつけると、認定の際に。認定の際に条件をつけて、条件違反、すなわち約束した自家消費比率を守っていないということであれば、監督処分が行使できるような制度設計にさせていただけるとありがたいと。

長くなりましたが、以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

この後ですけれど、まず松村委員、岩船委員と委員、その後、オブザーバーの方に一旦回して、その後で桑原委員と、こんな順番でいきたいと思ひます。

では、松村委員、お願いします。

○松村委員

まず、今回訂正されて出てきたオフテイカーの議論なのですが、これは一応具体的な提案が出てきていて、合理的な選択肢の一つだとは思う。そもそもこちらを利用したときの条件が有利でなければ、これを使うインセンティブが小さく、一生懸命買い手を探すインセンティブは当然出てくる。私は、この買い取りの条件を有利にし過ぎないというか、市場で実際に売るよりもかなり不利になって、自然体なら選びたくないけど、本当に選ばざるを得ない状況だからそうなっている状況にすることをのほうがはるかに重要。それさえできれば、要件だとかを厳しくする必要はない。本当はそう整理する方が、筋がいいと思う。

その買い取られる価格がすごく厳しいということだったとすると、だったら、小売のほうも、そういうのが出てきて、限定的な期間、無条件で引き取ってもいいというような事業者が出てきても不思議でない。まさにオークションという諸外国の発想はそういう発想だと思う。そういう小売事業者が出てきたら、そっちに短期間、自動的に売って、誰も見つからないというときに、最後に送配電事業者が買い取る、そういう制度だってあり得ると思います。

先ほど、長山委員から、卒FITのことを言及があったのですが、確かに送配電が引き取っているのですが、ただで引き取っている。だから、どう考えても物すごく不利だから、そんなことを選ぶインセンティブがないという仕組みが強烈に入っているから、基本的にはそちらを選択する誘因がないことを前提にあの設計になっている。今回の整理でただで引き取るというのはさすがにひどくて、そんな制度設計にはしないと私は思うのですが、そうでなかったとしても、私はその条件を合理的にすることをほうが、いろんな要件を厳しくするというよりは、重要だと思います。今後の制度設計のときには、詳細を詰めるときには、少し考えていただければと思いました。

次に、報告書のほうですが、まず6ページのところで、プレミアムがマイナスになったというときにどうするかに関してです。これは返還するののかという点に関しては、返還するのは避けるべきであるとの意見で整理されている。私自身は、本当に避けるべきなのか、マイナスを返還させるのだから合理的な選択肢だと思っている。一方で、ここを仮に不利にする、有利にするということはあったとしても、プレミアムが入札で決まるということだったとすると、その条件まで反映して入札価格を決めることになるので、影響は相対的に小さいので、この段階で避けるべきという記述を落とせというのは非常に不穏当な気がする。このままで、この方針でもよいかと思います。

一方で、この避けるべきという言葉の意味は、柔軟に考えるべき。先ほどの積立てとかでも出てきたのですが、もし廃棄費用のための積立額をプレミアムが下回ったらどうなるのを議論したとき、下回った部分を大きくプレミアムが出てきたときに取り返すことが想定されている。それで積み立て不足が起きにくくするということだと思う。これ、同じようにマイナスのプレミアムが出てきたとしても、その後プラスになったら相殺することはあってもよい。事業者のほうが払うことは絶対はない。だから、ずっとマイナスだったら、

そのままないということもあるのかもしれないけれど、逆のときに、相殺することはあってもよいと思います。

ただ、このことは全く議論されていないので、そうすべきだとここで書くのは明らかにおかしいのだけれど、すべきでないという言葉には、返還はすべきでないが、相殺は含まれない、だから選択肢の一つとしてはあり得るということだと私は理解しています。この文章からだ、そのような読み方は絶対できないということであれば、後からご説明をお願いします。そうでなければこのままで結構です。

次に、ちょっとしようもないことを言って申しわけないのですが、17ページのところで、日本版コネクト&マネージについて、「実施されている」となっていて、確かにそのとおりです。確かにN-1電制も入れて、一生懸命やっているのは事実ですけど、例えばノンファーム接続だとかに関しては、これから東京電力の管内で始まるかもしれない。今そういう段階で、日本全国に広がるということからすると、ほかの電力会社が物すごく抵抗していて、その結果として進まないのではないかと、広域機関にもその圧力が相当かかっているのではないかと心配している人すらいる段階。もう実施されていて、後でもさらに深掘りしなきゃいけないとその後書いてあるので問題はないのですが、現状は、実施されているというよりは、取り組みが始まっているという程度なのではないか。もし可能なら、大きな反対がなければ、変えていただけないかと思っている。しかし強い意見ではないので却下でも文句は言いません。

それから、次に、18ページのところです。監視・確認が必要だという「意見があった」と書いてある。この「意見があった」って、きっと私のことだと思うのですが、このレベルだったら反対する人は誰がいるのでしょうか。具体的にどういう監視をすべきか、どういう確認をすべきかについては、意見の一致はない。まだ本格的な議論はされていないのは事実なので、そう書かれたら、具体的にすごく厳しい監視をすると主張するなら、それは間違いだと思うのですが、このレベルだったら、私は、反対する人などいないと思います。あるいは、もし逆に反対する人がいるなら、その人が反対した結果として監視が緩くなりましたということ、公開の場で明らかにすべきだと思うので、これは私の「意見があった」という記述はとってもいい、必要と断言して良いと思います。もちろんここで明確に反対があった、確認も監視もすべきでないという強い意見がもし委員からきょう出てくれば、「意見があった」というままでいいと思うのですが、そうでなければ、これは「意見があった」というのは除いてもいいと思います。

次、20ページのところで、低圧分割のインセンティブが起きないような制度設計をするというのに関して、具体的にこういうことも再検討すべきだという「意見があった」なのですが、具体的な内容ではなく、働かないようにすることも重要な点だということについても、私は意見の相違はないと思っています。つまり、具体的にどうすべきなのかという点については意見の不一致があると思いますから、その後具体的なものが書かれているところについては仮に削ったとしても、低圧分割のインセンティブが働かないように制

度設計をすべきだというのは、「意見があった」じゃなくて、当然そうだと書くべき。これも先ほどと同様に却下でも、もうこれ以上異議は申し上げません。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、岩船委員、お願いします。

○岩船委員

まず、私は特に地域活用電源の点についてコメントさせていただきたいと思います。ちょうどこのとき、会合をお休みだったのもありまして。

本編のほうの9ページ、中間取りまとめの9ページのところに、いろいろ書かれているんですけど、レジリエンス強化の観点とあるんですけども、そもそもこのFITが、再生エネ電源が高いイニシャルコストを補てんしていくというのがもともとの考えであったわけですから、この制度自体がイニシャルコストを増加させるような方向に働くのは、なるべく避けるべきだと思います。なので、要件を満たすために無駄に設備、例えば、一生懸命、自営線を引くとか、無理して貯蔵装置を持つというようなことは、なるべく避けるべきではないかというふうに思います。

恐らく、その地域のレジリエンス向上の順位としても、それだけ高いものというのは、費用対効果的には余りよくないのではないかと思いますので、やっぱりそういった費用対効果を考えて設備形成となるような配慮というのは一つ入れていただけないかなど、そういう記述がどこかにあってほしいなというふうに思いました。でないと、いたずらに、レジリエンスって、正直言って、強度がわからない、スケールがわからないものですので、そのバランスはしっかり配慮するというようなことを考えていただきたいと思います。

それが1点と、あと、12ページのところで、これは標識とか柵の設置義務のところですね、(1)のところなんですけど、この12ページの下から、黒丸の下の2行のところに、「地域住民が法執行プロセスに参加する仕組みの整備」とあるんですけども、この点において、もしかしたらその前の行政コストに含むのかもしれないんですけど、当該自治体の権限の強化みたいなことも入れていただけないかなど思いました。

もう一つは、資料1のほうです。資料1のほうの、やはり地域活用電源の9ページの要件で、先ほど大貫委員のほうからも、非常に法的にも難しいというふうなご指摘がありましたけれども、この自家消費の確認というのが、恐らく対象となる数を考えれば、かなり、そもそも運用自体が非現実的ではないかと思われるような負担だと思います。最初の自家消費計画といった時点で、じゃあ、そもそもの需要がわからなくて、何らかにせもの需要を置かれたところで、それは全く判断できないですし、じゃあ運転開始後にそれを一々確認して取り消しができるのかと言われれば、恐らくそんな確認すら難しいのではないかと思います。

ですので、やはりこの9ページの3ポツのところに、下の星の3つ目にあるように、

「将来的には」とあるんですけれども、あらかじめ売り電量の上限、容量に応じた上限を設定して、それ以上は賦課金を安くするかゼロにするとか、そういった方向を早急に目指して、システム的に対応できるような取り組みを早急に対応すべきではないかというふうに思います。

もう一つ、9ページの米の1個目の営農型太陽光というのが少しやはり気になって、いろんなこれまでの案件を見てきても、太陽光が一番問題が多かったことも考えると、またここに何か嫌なものがたまるのはなるべく避けてほしいなと思いますので、ここはかなり厳格に運用するとか、そういったことを目指していただいて、これまで国民負担が増大する中で、さまざまな地域に受け入れられないような案件が出てきたところを、何とかそこをしっかりと正すんだというのを強く意思を持っていただいて、今後は厳格に取り組むのだというような姿勢をはっきり見せていただければなと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、これから一旦オブザーバーのほうへ移りまして、まず経団連の池田さん、それから風力発電協会、祓川さん、その後、桑原委員といきたいと思います。

池田さん、お願いします。

○池田オブザーバー

ありがとうございます。

本日提示いただきました中間取りまとめ（案）は、全体として、再エネの主力電源化に向けた適切な方針を示していると考えておりまして、大きな方向性については賛同したいと考えております。その上で、各論について幾つかコメントさせていただきます。

まず、競争電源、F I P制度に関してです。5ページ、F I P価格の決定に関する記述につきまして、入札は、積極的に活用するにとどまらず、原則として活用するというスタンスを打ち出すべきではないかと思います。その上で、行政コスト等の観点から、例外的に入札対象外とする区分も設けることにしていただきたいと考えます。その際、いわゆる入札逃れのインセンティブが生じないような価格設定が重要であることも、改めて申し上げたいと考えます。

また、入札の上限価格について、現行F I T制度における入札制を参考に定めると記載されていますが、これまでのようなコストの積み上げではなく、政策的なターゲットとしての価格決定という考え方をより重視していただきたいと考えます。この点は調達価格等算定委員会の意見を尊重して一意のF I P価格を定める場合にも同様と考えております。

次に6ページ、7ページでございますF I P制度の対象となる電源種、規模等に関してです。

卸電力取引市場やアグリゲーション・ビジネスなどの状況を見ながら、F I P制度の対象となる電源種や規模を決定することは自然な対応と考えますが、今後、デジタル技術の

導入や制度改革の進展によりまして、こうした判断基準が急速に変化することもあり得るのではないかとこのように考えます。制度の対象については、随時見直していくことが重要というふうに考えております。次に、7ページ、インバランス負担軽減のための経過措置です。意欲ある事業者が一定の精度の天候予測などを活用できるようになるまで、一定の年限を区切って経過措置を設けるということであれば、選択肢の一つとして理解できると考えます。向こう数年で再エネ発電量の予測ニーズが大きく高まるとわかっているならば、対応するサービスの登場を促すことにもなるのではないかと思います。逆に、インバランス特例を改めることの趣旨が損なわれるような事態となれば、アグリゲーション・ビジネスの発展や蓄電池の社会実装をおくらせることにもなりかねないと思いますので、詳細な制度設計に当たっては慎重な検討をお願いしたいと考えます。

次に、地域活用電源に関してです。

まず、バイオマスの扱いについて発言させていただきます。事務局並びに調達価格等算定委員会で適切に対処していただけると考えておりますが、この中間取りまとめ（案）において、バイオマスが、インプットの評価のあり方について継続的に検討するとされた以外は何の限定もなく地域活用電源として例示されていることに、一抹の不安を覚えるところです。地域バイオマス資源の活用を正面から評価するのが難しいという事情は理解いたしました。それにしても、既に認定量が積み上がって入札対象になっているようなバイオマスまで無限定に地域活用電源に足り得ると評価するのは明らかに不自然ではないかと考えております。出力を調整可能なバイオマスは、市場統合してこそ価値が高まる再エネだと考えております。せつかくの特徴が損なわれることのないよう、適切な制度の適用をお願いしたいと考えます。

次に、8ページ、自家消費型の要件についてです。ごくわずかししか自家消費を行わない設備が設置されるのを避けるという点は、自家消費型の要件の肝であると考えます。実質的な全量売電となることを防ぐのは当然ですが、自家消費比率が8割とは言わないまでも、少なくとも半分にも満たないような案件が、自家消費型と認められることもあってはならないのではないかと考えます。自家消費型の名にふさわしい設計としていただくことをお願いしたいと思います。

9ページ、地域消費型の要件についてです。10月にこの小委員会で提示された案とは異なり、災害時に地域で活用されることが確認できれば、平時に地域で消費されることは特に確認せずに地域消費型と認めるという、この小委員会にとっては新しい提案がされると理解いたしました。

以前の審議の際、事務局からは、緊急時における活用と平時における消費のアンズ条件を要件とする事務局案をご提示いただき、この点について、委員の皆様のごほとんどは異論なく受け止めていたと認識しております。他方、今回ご提案いただいたように、災害時の活用のみを要件とする場合、再エネ設備の誘致を目指す自治体が災害時の連携協定を乱発し、事実上、これまでと全く変わらないようなFIT全量売電案件が次々立地をするので

はないかということも懸念されるところです。

平時の地域消費を要件とすることを再考いただきたいと考えますし、それがもし行政実務上難しいということであれば、地域消費型の適用対象となる電源区分の線引きによって、従来型FIT案件のむやみな増加を抑制できる形にさせていただきたいと考えます。その際には、間違っても、既に認定が積み上がっている事業用太陽光や風力などについて、地域消費型を認めることがあってはならないと考えております。

次に、9ページ、10ページの自治体出資案件や他分野連携案件の取り扱いについてです。9ページに記載の地域振興に資する案件、そして10ページの小規模事業太陽光の部分に記載の営農型をはじめとする他の行政分野との連携案件等について、これらをエネルギー政策の枠組みで支援することには慎重であるべきではないかと考えております。本来、地域振興のような目的に対しては、一般財源など、しかるべく集められた資金が投じられるべきであり、電気の使用量に応じて支払われる再エネ賦課金を投じるのは明らかに筋違いだと考えます。エネルギーポートフォリオや産業構造をゆがめることになりかねないと考えております。賦課金を原資とする再エネ特措法の範疇では、FITないしFIP制度が他の政策目的をゆがめてしまうような場合における最小限の調整措置などを除き、原則として、エネルギー政策以外の観点を考慮すべきではないのではないかと考えます。

長くなって恐縮です。

11ページ、再エネの中長期的な定着・自立化についてです。FIT制度、FIP制度は、再エネの価格競争力が一定程度確保されるまでの経過的な支援措置であることを改めて明確にさせていただいた点を評価したいと思います。こうした基本理念を忘れることなく、各電源に適用される制度や価格を随時見直すことはもとより、状況に応じて、予断なくさらなる見直しを実施すべきと考えます。あわせて、現行の法附則同様、次の抜本見直しの時期についても明示してはどうかと考えます。

また、価格支援が不要な電源に対する投資環境の整備は、再エネ政策にとどまらない重要課題と認識してます。別の場になると思いますが、精力的な検討を期待したいと思います。

最後に、その他の内容に関して数点コメントさせていただきます。

まず、廃棄費用の積立てや法令の執行強化の取り組みは、再エネ事業を主力電源にふさわしいものとするうえで、不可欠と考えます。ぜひ強力に取り組みを推進していただきたいと思います。

次に、22ページの「おわりに」におきまして、2030年度の電源構成に占める再エネ比率、22～24%というエネルギーミックスの数値が引用されています。この達成は言うまでもなく重要ですが、同時に、この導入量の前提となっている買取総額が3.7～4兆円ということも忘れてはならないことです。3Eのバランスの観点から、導入量と国民負担をバランスさせるよう取り組んでいただきたいと考えております。

最後に、今後法改正や詳細検討といった手続を進めていく必要があると認識しておりま

すが、抜本見直しの期限が2020年度末までと定められている趣旨を踏まえ、可及的速やかに新制度に移行していただきたいと考えております。

以上です。

○山地委員長

それでは、風力発電協会、祓川さん。

○祓川オブザーバー

事務局にて、今回中間取りまとめを示していただきましたが、この中間取りまとめについてはよくまとめられておまして、全てに賛成、賛同いたします。

我が国の再生可能エネルギーは、欧州等に比べて約20年程度おくられていると言われておりますので、この制度改革をスピード感を持って実施していただきたいと考えております。

風力発電協会としては、系統問題について3点ほど触れさせていただければと思います。

第1に、既存の送電線の有効利用というのが極めて重要であるというふうに認識しております。東京電力のノンファーム接続にとどまることなく、欧米で既に実施されている、安い電気から送電線に電気を流す、実潮流ベースでの運用、制度の変更が必要ではないかと考えております。

第2に、風力発電の場合でございますが、資源が北海道及び東北に集中しておりますことから、北海道及び東北の電気を首都圏に送る必要があると考えております。この点、地域間連系線及びそれに接続する地内送電線の整備も、費用対効果の検討を踏まえ、早急に取り組んでいただきたいところです。送電線の敷設には、ご存じのとおり、最低でも10年以上かかりますので。

第3点ですが、洋上風力発電でございますが、我が国では、1案件35万キロワットベースに、地域の状況において容量を決定されるという立て付けになっているというふうに理解しております。ご存じのように、2018年に欧州において接続されたウインドファームの平均規模、すなわち完成済みのものが、平均的に56万キロワットと言われております。一方において、欧州や米国のみならず、我が国でも、原子力発電と同規模の1ギガワット以上の洋上風力発電案件の開発が進んでいるというふうに認識しております。したがって、プッシュ型の系統形成を図り、1ギガワットというような案件でも接続できるような体制をお願い申し上げます。

最後に、日本版コネクト&マネージよりプッシュ型の系統形成をぜひ速やかに進めていただきたいと考えています。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、桑原委員、お願いします。

○桑原委員

これまでの議論を踏まえての中間取りまとめ（案）のご作成をありがとうございました。

内容面について基本的に異存ございませんが、2点、コメントをさせていただきたいと思っております。

1つ目は、オフテイクリスク対策の点でございます。本日の補足資料、資料1の6ページ、それから取りまとめ案の7ページのところに記載がございます。以前この委員会でご質問をしたドイツを含む諸外国の制度について改めてご説明をいただき、ありがとうございました。こうした諸外国の制度の例も踏まえ、緊急避難的な措置を設けることが必要であるということは理解いたしました。もっとも、ほかの委員の方からもご指摘がありましたように、利用可能期間をしっかりと設けて対価の額を下げるなど、安易な利用が生じないように設計をすることが重要ではないかと思っております。

また、どういう場合に利用可能かというところで、「予見困難な事情」ということが書いてございます。例えば、自動更新条項のある契約で更新拒絶をされる場合、契約の期間が定められ、自動更新が拒絶できるという契約の建付けであれば、それは予見可能ということになるかと思っておりますが、この予見困難な事情が否かを基準にするのがいいのかという点ももう少し詰める必要があるように思います。ほかの委員の方からもご意見がございましたが、利用可能な対象を絞り過ぎるよりは、単価の額等でインセンティブが出ないように、ディスインセンティブがしっかりと働くようにするというところに重きを置いて制度を設計していただくのがよろしいのではないかと考えます。

それから、2点目は、自家消費型の要件についてです。これも何人かの委員の方からもご意見が出ましたが、自家消費型の要件について、最初の要件の設定をどうするかという点だけでなく、要件を事後的に満たさなくなった場合に一定の対応が必要だという点も非常に重要だと思います。この点は今回の補足資料の中でもご検討されているところですが、本編の案には、そうした要件を満たさない場合の対応が必要だということが必ずしも明示的に記載されておりません。この点は、国民負担を抑えるという観点でも重要だと思いますので、自家消費型の要件等が満たされなくなった場合の対応についても検討して適切な措置を設けるということも記載していただいてもよいのではないかと考えます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後ですけれども、一旦オブザーバーの日本商工会議所、石井さんに回して、その後大石委員、その後またオブザーバーの方に回したいと思っております。

では石井さん、お願いします。

○石井オブザーバー

ありがとうございます。

今回の中間取りまとめ案については、これまでの議論の内容が整理されており、おおむね賛成であります。

今後詳細な議論が必要な項目も残されておりますが、今回の抜本見直しによって、エネ

ルギーミックス水準を上限として賦課金総額が抑制されていくことを強く期待しております。

事業者にとって安価で安定したエネルギー供給体制の構築はまさに悲願であり、今後くれぐれも国民負担抑制の観点用最優先にした制度運営をお願いしたいと存じます。

補足事項の部分ですが、オフテイクカーリスク対策については、その必要性は理解しており、反対するものではございませんが、資料に記載のとおり、しっかりとしたディスインセンティブが働く制度設をお願いしたいと思います。

地域活用電源の要件につきましても今後検討が続けられると思っておりますが、自家消費型における自家消費率の具体的な水準については、できるだけ高い水準で設定していただくことを要望いたします。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、大石委員、お願いします。

○大石委員

ありがとうございます。

今回の取りまとめ、かなり詳しく書き込んでいただきまして、前回、説明のときにいただいた資料よりもとても目的等を詳しく書いていただけたので、この方向性については私も賛同するんですけども、何点かご意見と要望を述べさせていただきたいと思います。

まず、今回のこの会議のそもそもの目的というのが、今までいろいろな委員からのご発言にもありましたように、それからこの中にも書いてありまして、国民の負担というのをできる限り低減するということが大きく掲げられています。

ただ、そもそもこのFIT法というのがつくられたもっと基本の部分というのは、やはり再エネを世の中にふやして、そして今回掲げているように主力電源化していくことであって、今回、FIT制度からFIP制度ということが書かれていますけれども、確かにFIP制度に移行することによって、一時的には国民の負担というものはある程度抑えられるとは思いますが、やり方、方向性によっては、それによってこれまで進んできた再エネの増加にブレーキをかけることになることも考え得るというふうに思っています。

そういう意味で、本当の今回の目的である主力電源化し、他電源とも競争できるような形にしていくためという、その方向性をまずは確認しつつ進めていく必要があると思います。

そのためには、この中にも何回も書かれているんですけども、ここで全ての方向性ということであらゆることを決めてしまうのではなくて、ファインチューニングという言葉にあるように、やはり途中で何度も見直しをしながら、本当にこの方向でいいのだろうかということを考えつつ進めていくことが必要ではないかなと思います。

余りに変動幅を入れ込むと、ファイナンスという意味でなかなか投資インセンティブが

働かないというマイナスの面もあるかとは思いますが、逆に余りにも最初から決め打ちし過ぎると、その後での変更というのがとても難しくなるというのは今現在でもいろいろなところで見られる部分だと思いますので、そういう意味では、何度も中で書いていただいていますけれども、方向性を見つつ、見直しつつ進めるものであるということは、基本として見ていただきたいというのが1点目です。

それから、具体的な話になりますけれども、地域活用電源の案件についてですけれども、この中で、地方自治体と連携して進めていくということが多く書かれているんですけども、現実問題として、今の地方自治体で、例えば防災計画を立てるにしても、そういう人材自体が大変少ない。それから、やはりそれだけの手間をかけることができないという中で今これを進めようとしているわけで、そういう意味では、自治体の具体的な支援というものを並行して進めないと、なかなかここに書いてあるような内容で進めていくことというのは、大変難しいのではないかとこのように思っています。

そういう意味で、できれば自治体というものと連携というのを考えるのであれば、やはり何らかの形で、例えばエネ庁から再エネの専門家が派遣されたり、説明に行くなどの具体的な支援策というのをに入れて、地域活用要件の中に加えるべきではないかなというのが意見です。

それから、先ほど岩船委員からのお話もあつたんですけども、説明資料の9ページにある営農型太陽光発電、ソーラーシェアリングについて、以前取り上げられたことがありまして、中には、本当に真面目に取り組んでおられる事業者の方があるんですけども、今回のこの厳しい要件が進められると、先ほど岩船委員がご心配になられたように、駆け込むといいますが、こちらのほうに逃げ込む事業者がふえることも心配されるというところで、そういう意味では、やはり、ここの部分も地方自治体との関与が必ずあるであるとか、かなり厳しい要件を求めることも必要ではないかなというふうに考えます。

それから最後、プッシュ型の系統形成と費用負担ということで、今回再エネをふやすために地域間関係の強化が必要であって、そのための費用負担を賦課金方式で確保するというので取りまとめたいただきました。国民にはっきり見える形で徴収するというので、国民の理解を深めていただくということは意味がある一方、ただし、これまでの再エネの賦課金だけでも、先ほど、経団連の方たちからもお話がありましたように、国民負担が大きいという声もある中で、たとえわずかな金額であっても、地域間連系、地内線の整備に伴うコストを賦課金の方式で徴収するということについては、改めて国民に対して詳しい説明をしていただくことが必要ではないかなと思います。

それから、先ほど高村委員のペーパーにもありましたように、なぜ、これを賦課金方式にするのか、見せて理解を求めるといふこともあると思いますけれども、方法としては、託送料金の方法もあるという、今後の方向としては入れていただくということも必要かなというふうに思いました。

それから、最後ですけれども、今後この内容について、国民に向けてパブコメというの

を発していくと思うんですけれども、私たち消費者団体の中で、今回どのような意見を出すかという話をしたときに、やはり、大貫委員からの話もありましたけれども、そもそもFIT制度、FIP制度の中身、それから、今何を目的にして、何を变えようとしているのかというところの国民の理解を得るための資料としては、大変これは不十分な部分がありまして、本当にもっと図を使用したり、具体的な事例を示したり、国民の理解が得られれば、中間報告は報告としてこれでもいいんですけれども、パブコメを行う際には、やはりきちんとパブコメに意見が提出できるような、もっと具体的な資料というのを、ぜひセットで出していただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後、オブザーバーの方の発言に移りまして、まず、地熱協会の今岡さん、それから、有機資源協会の嶋本さん、それから、電気事業連合会、大森さん、エネットの川越さん、こういう順番でまいりたいと思います。

それでは、まず、今岡さんからお願いします。

○今岡オブザーバー

ありがとうございます。

まず、お取りまとめの大きな方向性につきまして、地熱協会も賛同させていただきたいと思っています。

この一連の委員会議論の中での地熱の立場からのまとめた発言をさせていただきますと、地熱におきましても、一定規模の案件については、今回の大きな流れ、FITからFIPへ市場統合を進めていく、価格支援制度から自立化をしていくというところにつきましては、地熱も十分に目指していける流れだと思っていますし、そのようにいたしたいと思っています。

一方で、大量導入小委から主力化小委の一連貫くキーワードの電源の特性に応じた制度設計という部分につきましては、こと地熱におきましては、繰り返しになりますが、運開に至るまでのところのリスクをどう抑えていくかということも、1つ、電源の特性として発言をさせていただいたところでもあります。この部分につきましては、市場統合への大きな流れとセットで、別施策としてそれをご支援いただくというようなところ。これ大量導入小委の取りまとめのときは、そういう文言を入れていただいていたと思うんですけれども、よろしければ、今回の取りまとめの部分につきましても、そういったところもご検討いただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、有機資源協会、嶋本さん、お願いします。

○嶋本オブザーバー

ありがとうございます。

まず、今回の中間取りまとめに当たりまして、バイオマス発電の特質を踏まえた方向づけを行っていただきましたことに、感謝を申し上げたいと思います。

また、地域一体型の要件としてのレジリエンス強化とエネルギー地産地消の観点につきましても、バイオマス発電につきましても、地域に貢献できるように努力してまいりたいと存じます。

また、災害時の電気の活用と熱電併給、ともに、市町村の防災計画等に位置づけられていること、これを要件としていただいている点につきましても、今後具体的に検討されることになるとは思いますが、先ほどもございましたけれども、やはり市町村の防災計画等への認定や、個別協定を締結することに当たっては、スムーズな調整を図っていただけるようにご配慮をお願いできましたらと思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、電気事業連合会、大森さん、お願いいたします。

○大森オブザーバー

ありがとうございます。

今回まとめていただきました中間整理という形で、わかりやすく整理いただきまして、感謝申し上げます。

これまでの議論が網羅的にまとめられておりまして、私どもとしましても、その内容については特段の異論はございません。

本中間取りまとめをもとに、実際の運用などの詳細スキームについては今後議論されることになるとは思うんですけども、私ども事業者としても、検討に当たってはしっかりと協力してまいりたいというふうに思います。

その上でですが、急速な再エネの普及拡大に合わせて、制度も機動的に見直しをしていただいていると認識してございます。このことによって、複雑な制度となってしまっている側面も一方であるというふうに思っておりますので、検討に当たりましては、各事業者にとって過度な負担とならないように、できるだけシンプルな制度にさせていただけるようお願いしたいというふうに思います。

また、国においては、各事業者が混乱することがないように、中間取りまとめの最後にも記載していただいておりますけれども、制度変更の趣旨等を十分に周知、説明していただければというふうに思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、エネット、川越さん、お願いします。

○川越オブザーバー

ありがとうございます。

2点ほどコメントさせていただきます。

1つは、7ページ目にあるインバランス特例の見直しでございます。これは第2回の委員会で議論されたと思いますけれども、最終的に再エネ発電事業者もインバランスを負うものと思いますが、やはり予測技術とか予測サービスの普及が進んで、全体の調整コストの低減がしっかり確認できるまでは、現状の仕組みの継続をしっかりとお願いしたいと思っております。

あと、13ページ目の太陽光発電設備の廃棄費用の確保についてですが、これも第4回で議論されたと思いますけれども、対象となる太陽光発電が50万件以上もある中、FIT認定事業者と小売事業者の間の特定契約を変更すると、膨大な交渉コストがかかります。廃棄費用の確保に関するワーキングの中で、個別の特定契約を変更せずに積立てを可能とする法的措置をご検討中と認識しておりますので、ぜひこれを確実に実現していただきたいと思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、この後ですけれども、圓尾委員、それから太陽光発電協会、オブザーバーの鈴木さん、こういう順番で、これで大体一通りと考えてよろしいでしょうかね。

では、圓尾委員、お願いします。

○圓尾委員

今回の取りまとめは、私含め各委員のこれまでのご発言をかなり丁寧に書き込んでいただいていると思いますので、私自身訂正なりを求めるところはありませんが、その上で2点申し上げておきます。

1つは、インバランスについてで、基本的にFIT特例を廃止してインバランスの責任をきちっと持つべきであるときちっと書いてあることは非常に評価できると思います。それから、経過措置も、一定のものが必要だというのは十分に理解できます。ただ、今複数の委員からもご発言があったように、例えば予測技術などが確立されるまでという形で経過措置を考えるのも1つの考え方だとは思いますが、私は主力電源と位置づける、もしくは主力電源にふさわしい構成比を占めてきたのであれば、当然インバランスを最小限にするように責任を負うのは当たり前の話だと思います。したがって、再エネの普及のスピードに合わせて経過措置のタイミングを考えていくのも正しい判断ではないかと思えます。

ですから、経過措置の中身にもよりますが、期間をどう設定するかは非常に大事なポイントになってくると思います。現状FIT特例がインバランスに及ぼす影響が極めて大きいことを考えると、そう悠長なことは言っていられないと思います。

2点目は、廃棄費用の確保についてです。これは前回か前々回かにも申し上げましたけれども、今回このような制度を導入した背景は十分理解できますので、これでいいと思います。ただ、やはり事業を始めた段階で、何かあったときにきちっと廃棄できる裏づけがあるのは当たり前の話だと思しますので、少なくとも保険加入の努力義務等に関してはフォローアップが必要だと思います。状況によっては、今後義務化も検討すべきであると書かれていますが、この内容がポイントになるのだと思います。

保険のほうも、この趣旨にのっとって、極めて対象を絞るような形で、安い保険商品の設定なども保険会社にはお願いしたいところです。ただ、再エネの事業者が保険に入るかどうかだけではなくて、そういった商品ラインアップも適切なものが整ってくるかどうかといったところも含めて、今後フォローアップが必要ではないかと思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、太陽光発電協会、鈴木さん、お願いいたします。

○鈴木オブザーバー

ありがとうございます。

今後の詳細な制度の検討におきましては、それぞれの項目でも記載いただいておりますように、経過措置とかそういったことを踏まえたご検討をぜひお願いしたいと思えます。

大きな制度の変化でございますので、段階的な形で、こういった制度に沿った新しい事業者も出てくるかと思えます。そういった事業者の育成も踏まえた視点でぜひご検討いただきたいと思えます。

そういう中から、太陽光発電の適正な導入が進むよう協会としても考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

ほかにはよろしゅうございますか。

それでは、今までのご発言に対して、事務局のほうから対応できる場所をお願いしたいと思えます。

○稲邑調整官

それでは、オフテイカーリスク対策について、今回補足事項として新しく出させていただいた論点ということもございまして、複数の委員の皆様からご指摘いただきました。この論点につきましては、F I P制度の重要なパーツとしていただいたご意見を踏まえまして、今後制度の詳細を検討していきたいというふうに考えております。

そういった意味で、こちらある種のセーフティネットとしてワークすることを期待して

おりますが、そういう意味で、ここのセーフティネットが余りにも心地いい状態になっていきますと、F I TからF I Pに移行という全体の方向に沿った形にならないので、そういう意味で桑原委員おっしゃったように、安易にこれが利用されるようなことがないようにするということが大事です。

その上でどういうふうにそれを担保するかということについて、例えば松村先生がおっしゃったように、入り口のところでそんなに絞らなくても、受け取る、買取価格みたいなインセンティブのところを十分下げればいいというような考え方もあるとは思いますが。

資料で示させていただいたように、実際使用例、フランスとかイギリスで使用例はゼロになっていまして、ドイツでもF I Pの規模に比して非常に少ない利用例になっています。そういったことを海外の例も踏まえまして、いかにセーフティネットとしてうまくワークするか、逆に制度全体の方向性に反するものにならないかということをよくご意見を踏まえながら制度設計していきたいというふうに考えております。

○清水新エネルギー課長

あわせて補足させていただきます。

全体的にご意見いただきました表現の部分、それから記述の部分については、また座長、委員長ともよく相談しながら、一部そういう意味では相反するご意見なんかもあったと思いますので、そういった部分も含めて、よく相談をしながら、うまく反映させていただければと思っております。

各論で幾つかございますが、まず、地域要件のところの自家消費のところでは幾つかご質問いただいたと思っておりますので、少し補足させていただきますが、資料1の9ページのところで自家消費の要件ということで書かせていただいているところでございます。ちょっと時間の関係で私の説明が不十分だったところもありまして、幾つか補足でございますが、先生方ご指摘いただきましたように、冒頭、事業開始のときの自家消費計画の部分でしっかりと確認するというのは正直なかなか難しい部分もあるんじゃないかと思っております、そういう意味では、やはりこの運転開始後のところでの買取量の確認と、その部分において認定されている出力との間で、明らかにこれは自家消費が実態上されていないといったものについて、しっかりルールをつくりながら、厳格な措置を講じていくといったようなところが、今回のこの仕組みのポイントになってくるかなと思っております。

その部分について、先生方からご指摘いただいたように、この部分の執行をどのように、ある種円滑にやっていくのかというのは我々も大きな課題だと思っておりますので、またご指導いただければと思っております。

その関係で、米の3つ目のところで岩船委員からもご指摘いただきましたが、将来的にはというところで、むしろシステム上での対応等も必要になりますので、直ちには対応できませんが、むしろ実態を踏まえながら、システムでの対応もしながら、実質的な売電量の上限をある種設定するような形での仕組みというものをつくっていくことによって、より自家消費のものについての厳格な執行をできるんじゃないかという方向を目指したいと

思っております。

その関係で、大貫先生ご質問ございました自家消費計画といったものについて、これはいわゆる認定の計画の一部をなすものというような位置づけで、添付して提出を求めるといふふうにしたいと思っております。

それから、本文の部分、第3回のご議論の部分を読まえて、この要素を埋め込みながら修正した関係で、この算定委での議論そのものの書きぶりとは少しずらして書いているので、表現し切れていないところございますが、先ほど桑原先生からもご指摘いただきましたので、この資料1の内容の部分について、本文にうまく溶け込ませるようにしたいと思っております。

それからあと、ソーラーシェアリングのところについてもご質問いただきましたが、10年間の農地転用許可といったものについて、これは農水省さんのほうで出されるようなものになってございまして、この許可に当たってはかなり厳格に、本当に営農が継続するといったようなことについても確認をされるといったようなところで、しっかりとそういう意味では、これがある種の抜け穴的なものにならないようなということで対応を、連携をとりながらしていきたいといふふうに思っております。

それから地域活用要件のところについても、さまざまご指摘をいただいたところでございます。引き続き、算定委のほうでのご議論もいただきながら、詳細を深めていきたいといふふうに思っております。

それから、本文のほうで廃棄費用の関係のところでも幾つかご指摘ございましたが、まず、FIP制度のところについては、対象とする方向を軸に検討するとありますが、当然、議論の結果といたしまして、FITとFIP、両方について、これは国民負担のもとに成り立っているということで、当然、しっかりとやるということもございますが、FIPについては、ご議論いただいたように、プレミアムが変動していくという中で、やり方といったことについて、もう一段工夫が必要かということ、こういう表現をしておりますが、方向性としてはしっかりとやるということは明確なところでございます。

それから、圓尾委員からご指摘いただいたこの保険の部分については、これも私説明を省略いたしました。例えば公表対象に加えるといったことの検討なんかもしながら、しっかりとフォローアップして、こういった部分の保険加入というのがまずは努力義務という形で始めつつ、しっかりと取り組んでいただけるような仕組みというのを考えていきたいといふふうに思っております。

以上でございます。

○山地委員長

今の事務局からの対応を受けて、またご発言、ご希望がありましたら受けませんが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、大体意見も出尽くしたということでございます。

大変、熱心にご議論いただき、ありがとうございました。

本日は、中間取りまとめ（案）について、非常に多くの論点をご議論いただきました。委員の皆さんからのご意見は全て提起されたのではないかと思います。

今後ですけれども、今後この中間整理取りまとめに当たっては、さらに各委員の皆さんと調整させていただきたいと思っております。その上で、皆様との調整が整ったら公表させていただきたい、このように考えてございます。

では、まず今後について事務局のほうからお願いします。

○清水新エネルギー課長

それでは、本日ご提起いただきましたご意見等につきましては、今委員長からもお話ございましたとおり、今後その調整が整ったという形になった場合には、委員会としての中間取りまとめの（案）という形でご相談した上で、経済産業省のホームページに公表させていただきたいと思っております。一方で、必要がある場合につきましては、本委員会の次の開催ということで、この場合には別途事務局のほうからご連絡をさせていただきたいと思っております。

また、調整が整った場合の取りまとめの（案）といったものにつきましては、先ほど大石委員からもお話ございましたとおり、パブリックコメントに諮らせていただくというようなことで対応したいと思っております。その上で、パブリックコメントの意見も踏まえて、必要な修正をした上で、案のとした中間取りまとめといったものについて、最終的に公表させていただくという流れにさせていただければというふうに思っております。

それでは、以上でございます。

○山地委員長

という、今後の手順ということでございます。よろしゅうございますでしょうか。

では、本日の議論、ここまでとしたいと思います。

どうもありがとうございました。

—了—